

令和5年度

事業報告書

公益財団法人

リーガル・エイド岡山

公益財団法人リーガル・エイド岡山

第1 組織

理事会, 評議員会, 8つの支援センター運営委員会(高齢者・障がい者支援センター運営委員会, おかやま犯罪被害者支援センター運営委員会, 女性人権支援センター運営委員会, 子どもの権利支援センター運営委員会, 消費者被害救済支援センター運営委員会, 民事介入暴力被害者救済支援センター運営委員会, 刑事弁護支援センター運営委員会, 特別人権支援センター運営委員会)で組織している。

第2 役員

代表理事	安田 寛				
常務理事	荒木 裕之	西尾 史恵	原田 隆	三浦 巧	
理事	秋山 義信	奥野 哲也	栗田 睦	古謝 愛彦	種田 蘭子
	寺山 倫代	濱田 弘			
監事	金馬 健二	鳥越 貞成			
評議員	岡野 茂一	西崎 宏美	水田 健一	森本 章男	井上 雅雄
	呉 裕麻	賀川進太郎	飛山 美保	中原 隆志	原田 則匡
	山本 勝敏				

第3 委員会

高齢者・障がい者支援センター運営委員会

委員長	竹田 航				
委員	井上 民子	今村恵美子	入口 優	岩本 崇央	上西 芳樹
	江口 秀計	小川 真吾	奥田 隆之	河田 太郎	栗田 睦
	佐々木正有	清水加奈子	須賀 聡子	鈴木 大士	清家ひろみ
	高田絵莉子	高野 祐一	竹内 雄紀	立間 知之	中原 文子
	西尾 史恵	則武 透	林 知子	原田 隆	原田 則匡
	水谷 賢	溝手はるか	三宅遼太郎	八木 和明	山下 忠弘
	渡邊 裕樹				

おかやま犯罪被害者支援センター運営委員会

委員長	立畑 徳和				
委員	青田 夢	飯生 明	岡田 孝文	岸田 知子	岸本 昌典
	佐々木正有	澤畑 優太	篠岡 丈記	清水 弘枝	首藤 和司
	世戸美真紀	高橋 吉保	田中 宏美	種田 蘭子	寺内沙由貴
	飛山 美保	中山 友二	新名 信介	西馬由希子	信 剛志
	平松 敏男	平松 真紀	福住 涼	藤井 秀孝	山内 弘美
	吉沢 徹				

女性人権支援センター運営委員会

委員長	島田 恭子				
委員	青木 祐也	上尾 洋平	岡本 昌士	奥野 哲也	栢野万里恵
	清野 幸代	久山 英恵	武政 祥子	立畑 徳和	谷 和子
	谷口 怜司	種田 蘭子	鶴身 由美	中原 隆志	中原 文子
	則武 透	宮本美穂子	村山 晃康	山内 弘美	山口 秀哉
	山本 賢昌	横田 藍花	渡辺 慧		

子どもの権利支援センター運営委員会

委員長	土方 彬弘			
委員	石井 一弥	河田 布香	寺山 倫代	中濱 孔貴

消費者被害救済支援センター運営委員会

委員長	加藤 航平				
委員	井田千津子	岩井順一郎	岩村 明生	上田 優	大林 建太
	大本 崇	岡本 健史	小川 真吾	小野 寛之	加瀬野忠吉
	片岡 靖隆	上赤 晃典	栢野万里恵	河田 英正	河端 武史
	久保 藍良	栗田 睦	上月 健輔	佐竹 哲児	高瀬 鈴香
	飛山 美保	永山 皓太	羽原 真二	原田 隆	船越 啓孝
	宮井 啓				

民事介入暴力被害者救済支援センター運営委員会

委員長	南本 一志			
委員	清野 彰	竹田 航	三木 悠希裕	

刑事弁護支援センター運営委員会

委員長	保津 大輔			
委員	北村 一	三浦 巧	三宅 翔	山口 秀哉

特別人権支援センター運営委員会

委員長	古謝 愛彦				
委員	青木 隆浩	岡原 洋介	平井 徳秀	原 幸徳	板谷多摩樹
	加藤 航平	谷川 寛			

第4 本年度の活動の概要

1. 全体総括

公益財団法人リーガル・エイド岡山
令和5年度活動報告

理事長 安田 寛

(1) はじめに

公益財団法人リーガル・エイド岡山（L A岡山）は、令和2年度以降安田寛が理事長を務めています。

L A岡山の主な業務は法律扶助の制度では賄えない法的サービスの費用の補填であり、その歴史の途中で、法テラスができ、他方で弁護士費用保険が普及してきて、その役割の一部はそれらに譲ることとなっていますが、なおカバーしきれない部分を援助し補填する役割を担っています。

L A岡山の理事は、相談事業や事件処理そのものの実動部隊ではなく、経済的支援（財団からの支出）の管理がその中心的な職責となっています。

(2) 令和5年度の活動状況

ア 理事会は年間5回開催しました（令和2年度以降、年間5回の開催）。

コロナ禍を機に、令和3年度以降ずっとWEBを併用したハイブリッド方式で開催しています。

イ 事業が軌道に乗っている各センターの法律相談、高齢者・障がい者のアドバイザー契約の資金管理、刑事弁護の更生支援のほか、大口の事件支援はありませんでした。

法テラスの普及もあり一般的な事件の事件支援は少ない状況です。

ウ 岡山弁護士会と共催で令和5年1月9日に新年報告会を開催しました。

エ 相談報酬等の見直し（R5.4.1～）

令和元年度、井上理事長の時に懸案事項であった弁護士会や法テラスの基準に近づけた相談報酬の見直し（減額）が実現されましたが、各センターの事業それぞれの経緯の違いもあり、取扱が統一されていない部分もありました。

その点の見直しの趣旨、法律扶助の補填というL A岡山の趣旨、また、L A岡山の財源維持という観点から、各支援センターの意見を聴きながら、理事会で議論を重ねた結果、法律相談料について、法テラスの利用が可能な場合（多くの場合が該当）、法テラスの利用を優先する扱いとする運用変更を令和5年4月以降施行することとなりました。

新たな運用においては、L A岡山ルートで受けた相談について、法テラスの

申請手続を担当弁護士にさせていただくため担当弁護士には法テラスとの契約が必要となったり、申請手続に一手間かかったりする等、担当者に手間を煩わせることとなりましたが、協力いただけています。

オ 刑事弁護の更生支援の弁護士会への移行（R5.4.1～）

L A岡山の支援事業として軌道にのり、件数も多くなっていた刑事弁護の更生支援については、岡山弁護士会において、罪に問われた障がい者等の刑事弁護の支援に関する会規及び規則が制定され、令和5年4月1日以降に選任された弁護士等の活動から適用されており、L A岡山の支援は徐々に減っており、近々、障がい者ではない少年のみL A岡山の守備範囲となり大幅に減少する見通しです。

（3）財務の状況

令和4年度は、大口の寄附（2口で600万円）があり、刑事贖罪寄附も多く、公益認定を受けた平成25年度以降、初めて経常収支が約4,284千円黒字となりましたが、令和5年度は、大口の寄付は1口200万円あったものの、刑事贖罪寄附は減少しました（ただし、それが通常額）。

他方で、支出は、法テラスの利用を優先する扱いとする運用や刑事弁護の更生支援の移行が徐々に始まるなどしており、前年度より約1,464千円控え目となりました。

その結果、令和5年度は、経常利益約402千円の黒字で、一般正味財産が同額増加し、正味財産期末残高は前年度の約99,096千円より若干増加して約99,498千円となりました。ただし、前述の200万円の大口寄附がなければ赤字であり、正味財産は減少していました。

なお、財務諸表は、L A岡山のホームページで公開しています。

（4）今後の取扱の変更（虐待防止等アドバイザー契約の弁護士会その他の士業団体への移行）

長らくL A岡山が市町村と契約し、L A岡山が市町村から委託料を受領し、担当弁護士や他士業の方に報酬を支払っていましたが、令和6年4月以降は、市町村は弁護士会その他の士業団体と契約する予定となっています。元々、市町村が弁護士会その他の士業団体と即契約することができなかつたため、対応の容易なL A岡山が受け皿となってきたものですので、その役割を終えることができたものといえます。

これにより、毎年6～700万円規模の事業収支となっていた虐待防止等アドバイザーの事業もL A岡山から外れ、L A岡山としての事業規模が縮小することになります。

（5）今後の課題

ア L A岡山の存在意義

前述のとおり、令和5年4月以降、相談報酬等の法テラス優先利用の運用や、

刑事弁護の更生支援の弁護士会への移行が始まっており、また、令和6年4月以降、虐待防止等アドバイザーの事業が弁護士会その他士業団体に以降することにより、LA岡山の支援事業は縮小することになります。

これにより、支出は減少し、収支は改善しますが、LA岡山の存在意義が低下しては本末転倒となります。今、LA岡山は転換期を迎えており、今後は、収入の安定・増加を図りながら、存在意義を実現できるような新たな事業展開や取組を企画、検討する必要があります。

イ 新たな支援を要する事業の企画

そのひとつとして、新年報告会で報告されましたが、現在、岡山弁護士会の高齢者・障がい者支援委員会より、退院請求にかかる「バックアップ弁護士制度」、精神科病院からの退院支援活動に対する「加算報酬の助成制度」が提案されております。

今後、他の支援センター関連委員会からも、LA岡山の趣旨に沿った新たな事業の企画がなされ、財政支援を要する場合には検討することとなります。

ウ 基本的な姿勢

その際、前述の財政状況より、新たな支援事業の立ち上げ時は別としても、事業が軌道に乗った場合には、国や地方公共団体から資金を得るように努力していただくこと、事業及び財源を弁護士会に移譲させていただくことを常に念頭に置いて、援助申請いただくよう伝える必要があります。

エ 安定収入の維持・確保

(ア) 賛助会員の拡大

賛助会員数は、令和6年3月31日現在141人（法人含む）です。安定した継続収入が必要ですので、引き続き折々に賛助会員の新規加入をお願いする必要があります。

(イ) 刑事贖罪寄附

刑事贖罪寄附も、貴重な収入源なので、刑事弁護の際、頭の隅に置いていただくよう広報を続ける必要があります。

(ロ) 遺贈先の選択肢としてLA岡山を選んでいただけるような広報を行うかも検討課題です。

オ 岡山県公益認定等委員会による立入検査により指摘された事項の是正・改善

令和6年2月1日同委員会の立入検査により指摘された次の事項の是正・改善を行う必要があります。

(ア) 評議員会の決議について（理事又は監事の選任議案の決議を各候補者毎に行ったことを議事録上も明確にすること）

(イ) 特別の利害関係の有無の確認について（特別利害関係の有無の確認を議事録上も明確にすること）

- (ウ) 職務執行状況の報告について（理事長及び常務理事の職務執行状況の報告を議事録上も明確にすること）
- (エ) 法人の事務について（会計処理規程、事務処理規則等の運営に関する規程を整備すること）

以上

2. 各センター報告

高齢者・障がい者支援センター

1. 高齢者・障がい者に関する一般相談、訪問相談につき、経済的事情等により相談料を払えない方の相談料を弁護士に支払いました。
2. 高齢者・障がい者の保健福祉に従事する専門職の方を対象とした専門家相談につき、その相談料を弁護士に支払いました。
3. 精神科病院に入院し外出できない方が弁護士との相談を希望し、弁護士が病院を訪問し相談を受けた場合に、その相談料を弁護士に支払いました。
4. 県精神科医療センターに定期訪問相談を実施し、弁護士が病院を訪問し相談を受けた場合に、弁護士に相談料等を支払いました。
5. 高齢者・障がい者支援ネットワーク主催で毎月第1土曜日に実施する「高齢者・障がい者なんでも相談会」の相談担当者として参加した弁護士に、報酬を支払いました。
6. 岡山市社会福祉協議会からの委託事業で原則毎週金曜日に実施している「ひまわり相談」を実施しました。
7. 岡山県からの委託事業である障がい者虐待防止法律サポートデスクを実施しました。
8. 岡山県からの委託事業である高齢者虐待防止法律サポートデスクを実施しました。
9. 県内13の市町から委託を受けて、虐待防止、権利擁護等に関するアドバイザー事業を実施しました。

おかやま犯罪被害者支援センター

1. 岡山弁護士会犯罪被害者支援センターにて実施された法律相談のうち、今年度当センターへ支援申込があった2件の法律相談費用につき支援を行いました。
2. 今年度は当センターへの弁護士費用の支援申込はありませんでした。

女性人権支援センター

1. 岡山弁護士会女性人権センターにて実施された法律相談のうち、本年度当センターへ支援申込があった23件の法律相談費用につき支援を行いました。
2. 今年度は当センターへの弁護士費用の支援申込はありませんでした。

子どもの権利支援センター

1. 岡山弁護士会子どもの権利センターにて実施された「子どもの味方弁護士相談」のうち、本年度当センターへ支援申込があった45件の法律相談費用につき支援を行いました。
2. 今年度は当センターへの弁護士費用の支援申込はありませんでした。

消費者被害救済支援センター

1. 岡山県消費生活センターから岡山弁護士会に紹介され実施された法律相談につき、今年度は当センターへの法律相談費用の支援申込はありませんでした。
2. 今年度は消費者教育の講師派遣の講師料の支援申込はありませんでした。
3. 今年度は当センターへの弁護士費用の支援申込はありませんでした。

民事介入暴力被害者救済支援センター

1. 本年度は当センターへの法律相談費用の支援申込はありませんでした。
2. 本年度は当センターへの弁護士費用の支援申込はありませんでした。

刑事弁護支援センター

1. 岡山弁護士会と岡山県社会福祉士会の間で協定を締結した「司法・福祉連携岡山モデル」の案件のうち、当センターに費用支援の申込のあった12件について支援を行いました。
2. 当センターになされた刑事事件における私的鑑定費用の支援申込1件につき、支援を行いました。

特別人権支援センター

1. 岡山弁護士会が実施した「労働と生活に関する弁護士相談」のうち、法律相談料の支援申込のあった28件につき支援しました。
2. 岡山弁護士会ハンセン病被害者サポートセンターが実施するハンセン病療養所（長島愛生園・邑久光明園）への訪問法律相談の相談料について、本年度は支援申込がありませんでした。
3. 岡山弁護士会が岡山県内の高校から依頼を受けて実施するハンセン病問題の啓発活動・人権教育の講師派遣の講師料について、本年度は支援申込のあった1件につき支援を行いました。
4. 労働基準監督署への申告等援助制度について、本年度は弁護士費用の支援の申込はありませんでした。

【別表】

(相談担当者数)

		前年度 実施分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
法律 相談 援助	高齢者・障がい者	4	5	6	4	5	8	6	7	5	8	7	3	4	72
	犯罪被害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2
	女性人権	3	1	0	3	3	3	1	1	1	2	3	1	1	23
	子どもの権利	2	1	3	7	0	1	3	8	6	6	5	3	0	45
	消費者被害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	民暴被害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	刑事弁護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特別人権	2	2	5	2	2	1	2	3	3	4	1	1	0	28
合計	11	9	14	16	10	13	12	19	15	22	16	8	5	170	

(事件担当者数)

		前年度 実施分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
事件 支援	高齢者・障がい者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	犯罪被害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	女性人権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	子どもの権利	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	消費者被害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	民暴被害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	刑事弁護	1	0	4	3	0	1	0	0	0	0	0	3	1	13
	特別人権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	1	0	4	3	0	1	0	0	0	0	0	3	1	13	

(講師担当者数)

		前年度 実施分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
講師 派遣 援助	高齢者・障がい者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	犯罪被害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	女性人権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	子どもの権利	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	消費者被害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	民暴被害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	刑事弁護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特別人権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	

(相談等担当者数)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
委託 事業	ひまわり相談	0	0	0	3	0	2	1	0	2	3	2	0	13
	サポートデスク	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	アドバイザー(加算)	1	11	0	3	5	1	3	3	3	3	3	3	39

第5 寄附について

1. 刑事贖罪寄附状況

刑事贖罪寄附状況については別紙のとおり。

2. その他寄附状況

その他寄附状況については別紙のとおり。

第6 会計について

1. LA全体の会計報告

貸借対照表，正味財産増減計算書，財産目録は別紙のとおり。

リーガル・エイド岡山 刑事贖罪寄附金(令和5年度)

(令和6年3月31日現在)

番号	年月日	事件名	金額(円)
1	R5.04.24	窃盗被告事件	60,000
2	R5.05.10	不明(受刑者からの贖罪寄付)	10,000
3	R5.05.18	窃盗被告事件	25,400
4	R5.05.18	不明(受刑者からの贖罪寄付)	3,000
5	R5.06.16	常習累犯窃盗、有印私文書偽造、 偽造有印私文書行使、詐欺未遂被告事件	50,000
6	R5.09.21	不明(執行猶予中の者からの贖罪寄付)	30,000
7	R5.09.22	不明(受刑者からの贖罪寄付)	30,000
8	R5.10.12	不明(執行猶予中の者からの贖罪寄付)	10,000
9	R5.10.27	不明(受刑者からの贖罪寄付)	10,000
10	R5.11.06	不明(受刑者からの贖罪寄付)	5,000
11	R5.11.09	不明(受刑者からの贖罪寄付)	5,000
12	R5.11.09	不明(受刑者からの贖罪寄付)	3,000
13	R5.12.14	不明(受刑者からの贖罪寄付)	30,000
14	R6.01.22	不明(受刑者からの贖罪寄付)	10,000
15	R6.02.26	不明(受刑者からの贖罪寄付)	10,000
16	R6.03.04	不明(受刑者からの贖罪寄付)	20,000
合 計			311,400

リーガル・エイド岡山 その他寄附金 (令和5年度)

番号	年月日	寄附の趣旨	金額(円)
1	R6.2.6	寄付金	2,000,000
2	R6.3.25	LAACからの寄付	147,774
合 計			2,147,774